「和風」の意匠を意識した屋外広告物等 の事例と配慮事項 (景観形成誘導基準等に係る規定)

1.屋外広告物について

屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に基づき設置規定が定められている。

西新井大師地区では、上記による規定に加え、門前・門前入口・大師前・北参道・ 幹線道路沿道・大師北側道路沿道エリアを対象に、屋外広告物に関する景観形成 誘導基準を定めている。

同基準は、景観計画の届出手続きの対象ではないものの、以下に示す規定が定められており、設置に際して「和風」を意識した景観形成への配慮を求める。

- 建物に付属する看板などは、敷地内に設けること。
- 西新井大師地区にふさわしい和風の意匠、大きさ、形状、色彩、位置とする。
- 著しい高輝度な照明や点滅する照明は使用しない。

「和風」のまち並みと調和した看板の例



1階庇とともに設置された屋根看板の例



全国チェーンのコーポレートカラーを景観 に配慮して茶色系に変更した例

2.自動販売機、独立看板、ビニールシート類について

西新井大師地区では、大師境内・門前・門前入口・大師前・北参道・幹線道路沿道・大師北側道路沿道エリアを対象に自動販売機、独立看板、ビニールシート類に関する景観形成誘導基準を定めている。

屋外広告物以外の自動販売機、独立看板、ビニールシート類については、景観 に配慮するため、見え方に配慮することとしている。

「和風」の景観に配慮した 自動販売機の例



「和風」の景観に配慮した 独立看板の例



ブルーシートの色を変更させる景観的効果のシミュレーション例





3.「和風」らしさや賑わいを演出する工夫の例



日除け(太鼓)暖簾による和風の演出



長暖簾、置き物などによる和風の演出



水引き暖簾による和風の店先空間の演出



和風の店頭販売スペースによる賑わいの演出



毛氈のベンチによる和風空間の演出



朝顔の鉢植え、風鈴による和風の演出